

立地用地取得事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、事業者が実施する工場等を新增設するための新たな用地の取得を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要 件
土地の取得	製造業者	1 工場新增設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金（以下、「工場新增設事業助成金等」とする）の交付対象となる工場等の新增設を行う事業者が、当該新增設に伴って行うものであること。 2 土地を取得した日から5年以内に、工場等の操業又は事業を開始するものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 国、県等の補助金と併用することはできない。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
工場等の操業又は事業を開始した日以後において、課税されることとなる固定資産に係る評価額（土地に限る。）に100分の5（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の6）を乗じて得た額以内	1の年につき5,000万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、6,000万円）

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

認定申請期限	交付申請期限
当該新增設に係る工場新增設事業助成金等の認定申請期限の日	当該新增設に係る工場新增設事業助成金等の交付申請期限の日

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類																										
事業の開始 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	<table><tr><th>認定申請時の提出書類</th><th>備 考</th></tr><tr><td>計画認定申請書</td><td>【第1号様式】</td></tr><tr><td>申立書</td><td>【市様式】</td></tr><tr><td>中小企業者チェックシート</td><td>【市様式】※法人のみ</td></tr><tr><td>個人事業主チェックシート</td><td>【市様式】※個人事業主のみ</td></tr><tr><td>商業登記簿謄本の写し</td><td>履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの</td></tr><tr><td>工場等の新增設に係る見積書の写し</td><td>左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し</td></tr><tr><td>当該事業に係る見積書の写し</td><td>左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し</td></tr><tr><td>工場新增設事業助成金等の認定申請書の写し</td><td></td></tr><tr><td>建築確認申請書（案）一式の写し</td><td></td></tr><tr><td>建築図面</td><td>敷地図、家屋配置図、平面図、立面図など</td></tr><tr><td>会社概要</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。</td></tr></table>	認定申請時の提出書類	備 考	計画認定申請書	【第1号様式】	申立書	【市様式】	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの	工場等の新增設に係る見積書の写し	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し	当該事業に係る見積書の写し	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し	工場新增設事業助成金等の認定申請書の写し		建築確認申請書（案）一式の写し		建築図面	敷地図、家屋配置図、平面図、立面図など	会社概要		その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	認定申請時の提出書類	備 考																									
	計画認定申請書	【第1号様式】																									
	申立書	【市様式】																									
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ																									
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ																									
	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの																									
	工場等の新增設に係る見積書の写し	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し																									
	当該事業に係る見積書の写し	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定額の分かる書類の写し																									
	工場新增設事業助成金等の認定申請書の写し																										
	建築確認申請書（案）一式の写し																										
	建築図面	敷地図、家屋配置図、平面図、立面図など																									
	会社概要																										
その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。																										
※ 工場新增設事業助成金、創造産業立地事業助成金又は高度先端産業立地事業助成金に伴う事業に係る認定申請は、それらの助成金の認定申請書に認定申請を希望する工場・物流施設新增設事業に伴う助成金の種類を記載し、上記「当該事業に係る見積書の写し」を添付し提出する（それ以外の上記提出書類の提出は不要）。																											
	<table><tr><th>交付申請時の提出書類</th><th>備 考</th></tr><tr><td>助成金交付申請書</td><td>【第6号様式】</td></tr><tr><td>施設整備事業明細書</td><td>【市様式】</td></tr><tr><td>市税等調査承諾書</td><td>【市様式】※要代表者印</td></tr><tr><td>中小企業者チェックシート</td><td>【市様式】※法人のみ</td></tr><tr><td>個人事業主チェックシート</td><td>【市様式】※個人事業主のみ</td></tr><tr><td>交付申請時アンケート調査</td><td>【市様式】</td></tr><tr><td>土地の売買契約書の写し</td><td></td></tr><tr><td>領収書の写し</td><td>ない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し</td></tr><tr><td>工場新增設事業助成金等の交付申請書の写し</td><td></td></tr><tr><td>計画認定申請書の写し</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。</td></tr></table>	交付申請時の提出書類	備 考	助成金交付申請書	【第6号様式】	施設整備事業明細書	【市様式】	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ	交付申請時アンケート調査	【市様式】	土地の売買契約書の写し		領収書の写し	ない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し	工場新增設事業助成金等の交付申請書の写し		計画認定申請書の写し		その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。		
	交付申請時の提出書類	備 考																									
	助成金交付申請書	【第6号様式】																									
	施設整備事業明細書	【市様式】																									
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印																									
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ																									
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ																									
	交付申請時アンケート調査	【市様式】																									
	土地の売買契約書の写し																										
	領収書の写し	ない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し																									
	工場新增設事業助成金等の交付申請書の写し																										
	計画認定申請書の写し																										
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。																									
※ 工場新增設事業助成金、創造産業立地事業助成金又は高度先端産業立地事業助成金に伴う事業に係る交付申請は、それらの助成金の交付申請書に交付申請を希望する工場・物流施設新增設事業に伴う助成金の種類を記載し、上記「土地の売買契約書の写し」及び「領収書の写し」を添付し提出する（それ以外の上記提出書類の提出は不要）。																											

	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第 13 号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

※ 工場新增設事業助成金、創造産業立地事業助成金又は高度先端産業立地事業助成金に伴う事業に係る請求は、それらの助成金の請求書によって合わせて請求する。

6. 立地用地取得事業助成金における「事業」について

工場新增設事業助成金等の交付対象となる工場等の新增設（1 事業）において行う一連の土地の取得をまとめて1つの事業とする。

7. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 2（第 4 条関係）に定める立地用地取得事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

8. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0 5 6 8－8 5－6 2 4 7

F A X 0 5 6 8－8 4－8 7 3 1

メー ル kigyo★city.kasugai.lg.jp

（★を@に置き換えて送信してください）